

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第3号 北方町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第3 議案第4号 北方町犯罪被害者等支援条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第4 議案第5号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定について  
（総務教育常任委員長報告）
- 第5 議案第6号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につ  
いて（総務教育常任委員長報告）
- 第6 議案第7号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す  
る条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第7 議案第8号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
（総務教育常任委員長報告）
- 第8 議案第9号 北方町森林環境基金条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第9 議案第10号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
（厚生都市常任委員長報告）
- 第10 議案第11号 北方町営プールの設置並びに管理に関する条例を廃止する条例制定について  
（総務教育常任委員長報告）
- 第11 議案第12号 北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一  
部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第12 議案第13号 北方町道路線の廃止について（厚生都市常任委員長報告）
- 第13 議案第14号 北方町道路線の認定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第14 議案第15号 平成30年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて  
（各常任委員長報告）
- 第15 議案第16号 平成30年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについ  
て（厚生都市常任委員長報告）
- 第16 議案第17号 平成31年度北方町一般会計予算を定めるについて（各常任委員長報告）
- 第17 議案第18号 平成31年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて  
（厚生都市常任委員長報告）
- 第18 議案第19号 平成31年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて  
（厚生都市常任委員長報告）
- 第19 議案第20号 平成31年度北方町南東部開発事業特別会計予算を定めるについて  
（厚生都市常任委員長報告）
- 第20 議案第21号 平成31年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第21 議案第22号 平成31年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第22 請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願について

(総務教育常任委員長報告)

第23 議員派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで

(追加日程)

第1 議員の発言の取り消しについて

---

### 出席議員 (9名)

1番	村木俊文	2番	松野由文
3番	三浦元嗣	4番	杉本真由美
5番	安藤哲雄	6番	安藤巖
7番	鈴木浩之	8番	安藤浩孝
10番	井野勝巳		

---

### 欠席議員 (なし)

---

### 欠員 (9番)

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	副町長	中村正
教育長	名取康夫	参事兼総務課長	奥村英人
防災安全課長	臼井誠	税務課長	木野村英俊
教育次長	有里弘幸	教育課長	河合美佐子
住民保険課長	安藤ひとみ	参事兼福祉健康課長	林賢二
健康づくり担当課長	大塚誠代	都市環境課 技術調整監	桜井孝昭
都市環境課長 兼上下水道課長	山田潤	会計室長	横田紀彦

---

### 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	福田宇多子	議会書記	牧野拓也
--------	-------	------	------

議 会 書 記      後 藤 祐 斗

○議長（安藤浩孝君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

春の訪れというものを今感じるころとなりました。きのう糸貫川でバードウォッチングをしておりましたら、春告げ鳥と言われるウグイスの初鳴きというのを聞いてきましたら、ウグイスは季節観測の指定生物ということになっておりまして、ことし岐阜での初鳴き日というのは、岐阜地方気象観測台の清水川で、3月12日に初鳴きをしたということで、平年より6日早かったというようなことから、ことしの暖冬の裏づけになるのではないかなというふうに思っております。

それでは、ただいまから平成31年第2回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安藤浩孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番 安藤巖君及び7番 鈴木浩之君を指名します。

---

#### 日程第2 議案第3号から日程第11 議案第12号まで

○議長（安藤浩孝君） 日程第2、議案第3号 北方町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第11、議案第12号 北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

杉本真由美君。

○総務教育常任委員長（杉本真由美君） おはようございます。

それでは、私ども総務教育常任委員会に付託されました案件につきまして、去る3月13日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

議案第3号 北方町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

条例に関連して、難聴箇所の解消について適切に取り組んでいただくよう意見がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 北方町犯罪被害者等支援条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

学校構想検討委員会委員の条文削除に関して質疑があり、時期は6月議会定例会で改正するとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 北方町営プールの設置並びに管理に関する条例を廃止する条例制定についてであります。

プールの跡地利用に関する質疑があり、すぐにプールを取り壊す予定はないが、地元自治会などとも相談しながら、児童遊園も含めて、今後の方針を検討していきたいとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○厚生都市常任委員長（松野由文君） 改めまして、おはようございます。

命により、私ども厚生都市常任委員会に付託されました案件につきまして、去る3月12日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第9号 北方町森林環境基金条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

最初に、国民健康保険税の納期数の変更後の個々の納付相談について質疑があり、今でも役場に相談に来られた方には個々に対応させていただいており、今後も継続して対応していく旨の答弁がありました。

次に、国民健康保険税の納期数を変更する周知について質疑があり、5月に町広報紙とはがきにて周知する旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第3号 北方町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号 北方町犯罪被害者等支援条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号 北方町森林環境基金条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号 北方町営プールの設置並びに管理に関する条例を廃止する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号 北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第13号及び日程第13 議案第14号

○議長（安藤浩孝君） 日程第12、議案第13号 北方町道路線の廃止について及び日程第13、議案第14号 北方町道路線の認定についての2議案を議題とします。

付託しました案件について、厚生都市常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○厚生都市常任委員長（松野由文君） それでは報告申し上げます。

私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第13号 北方町道路線の廃止についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 北方町道路線の認定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議案第13号 北方町道路線の廃止についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号 北方町道路線の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第15号

○議長（安藤浩孝君） 日程第14、議案第15号 平成30年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについてを議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

杉本真由美君。

○総務教育常任委員長（杉本真由美君） 御報告いたします。

私ども総務教育常任委員会に付託されました議案第15号 平成30年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについての関係部分についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○厚生都市常任委員長（松野由文君） 私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第15号 平成30年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについての関係部分を御報告申し上げます。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第15号 平成30年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第16号

○議長（安藤浩孝君） 日程第15、議案第16号 平成30年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについてを議題とします。

付託しました案件について、厚生都市常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○厚生都市常任委員長（松野由文君） それでは御報告申し上げます。

私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第16号 平成30年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議案第16号 平成30年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第17号

○議長（安藤浩孝君） 日程第16、議案第17号 平成31年度北方町一般会計予算を定めるについてを議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

杉本真由美君。

○総務教育常任委員長（杉本真由美君） 御報告いたします。

私ども総務教育常任委員会に付託されました議案第17号 平成31年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分についてであります。

まず初めに、歳入についてであります。

バス乗車券助成個人負担金が前年度より減少している、その理由について質疑があり、実績により、個人負担金額が少ない福祉アユカ対象者が多く見込まれるためであるとの答弁がありました。

続いて、歳出についてであります。

総務費に関し、KITAGATA清流フェス負担金増額の理由及び実施運営方針についての質疑がありました。負担金増額の理由は、平成30年度は町制施行130周年記念として、地元企業などからの多額の協賛金により企画運営していたが、平成31年度は、前年度同様の協賛金が見込めないためである。ただし、フェス運営については、経費削減に努めるとともに、協賛金の協力にも努力するとの答弁がありました。また、実施運営方針については、従来の音楽フェスとしてだけでなく、子供からお年寄りまでが楽しめる地域の祭りとして、実行委員会で企画運営していくとの答弁がありました。

次に、公共交通事業に関連し、岐阜バス大野・穂積線快速便の利便性に関して質疑があり、沿線市町で構成される2市2町公共交通協議会において、利便性の向上、利用促進を図るため、継

続協議していくとの答弁がありました。

次に、AEDの更新時期について質疑があり、AEDの附属部品等の提供が、おおむね7年と  
なっており、各施設に配備している機器を更新するとの答弁がありました。

次に、消防費に関し、防災行政無線の保守点検料に対して、国の助成制度を活用できないかとの  
質疑があり、保守点検費用の助成は受けられないとの答弁がありました。

最後に、教育費に関し、子ども会育成協議会補助金が減少している理由についての質疑があり、  
子供の人数の減少や保護者の意識の変化などから、会員数が減少しているためである。今後は、  
地域のつながりを大切にするためにも積極的に参加していただけるよう働きかけていくとの答弁  
がありました。

また、ブックスタート事業の今後の内容変更についての質疑があり、新年度も同じ絵本を配付  
する予定だが、今後は皆さんの御意見もいただきながら対応を検討していくとの答弁がありまし  
た。

また、登下校安全巡視員賃金が謝金に変わっている理由についての質疑があり、単に支払い科  
目の変更で、内容に変更があったわけではないとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○厚生都市常任委員長（松野由文君） 私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第17号  
平成31年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分を御報告申し上げます。

歳出に関し、社会福祉総務費において、障害者いきいき住宅改善助成事業補助金、身体障害者  
補助犬飼育費補助金、行旅病死者等緊急扶助費、高額障害福祉サービス費のそれぞれの事業につ  
いて、これまでの実施件数等についての質疑があり、住宅改善については、件数が少なく、金額  
がケースごとに異なること、身体障害者補助犬飼育費補助金及び高額障害福祉サービス費につ  
いては、近年実施件数がないこと、行旅病死者等緊急扶助費については、今年度2件の実績があっ  
た旨の答弁がありました。

次に、国民年金では、年金生活者支援給付金電算処理委託料について質疑があり、消費税が上  
がる10月から支給要件を満たした一部の年金生活者に支給される制度に対応するシステム委託料  
である旨の答弁がありました。

次に、福祉医療費において、小・中学生対象の乳幼児医療費助成金が町単費であり、県内全て  
の市町村で実施されていることから、県に財政支援措置の要望を働きかけているかとの質疑があ  
り、町単独ではなく町村会での課題として取り上げ、再三にわたって申し入れを行っていること、  
今後も粘り強く交渉をしていく旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第17号 平成31年度北方町一般会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

---

再開 午前10時09分

○議長（安藤浩孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三浦議員。

○3番（三浦元嗣君） ただいまの議案第17号 平成31年度北方町一般会計予算を定めるについてに対して、修正動議を提出したいと思っております。

○議長（安藤浩孝君） ただいま議案第17号 平成31年度北方町一般会計予算を定めるについてに対して、三浦議員から修正の動議が提出され、地方自治法第115条の3及び北方町議会会議規則第17条の規定により、動議は成立しております。

よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

三浦議員。

○3番（三浦元嗣君） それでは、修正案について御説明申し上げます。

最初に、修正案で減額修正を求めたのは、平成31年度予算の説明資料27ページにおいて説明された13委託料の中の学園構想設計監理2,700万円です。

説明資料は議案として提案されたものではないため、修正を行っておりません。予算書の中では、設計施工監理委託料としてまとめておられますので、その分の減額修正という形になっております。よろしく願いいたします。

それでは、実際に修正について御説明申し上げます。

議案第17号 平成31年度北方町一般会計予算を定めるについての一部を次のように修正します。

第1条中、「66億3,000万円」を「66億300万円」に改める。

第1表歳入歳出予算の一部を次のように改めます。

歳入で、款17繰入金 8億9,800万円を 8億9,530万円に、同繰入金、項01基金繰入金 1億8,000万円を 1億7,730万円に、款20町債 3億7,160万円を 3億4,730万円に、同町債、項01町債 3億7,160万円を 3億4,730万円に改めております。

歳出、款10教育費 7億1,155万2,000円を 6億8,455万2,000円に、同教育費、項01教育総務費 1億7,718万8,000円を 1億5,018万8,000円に、歳出合計66億3,000万円を66億300万円に改める。

第2表債務負担行為、事項4. 北方学園構想設計監理委託料の行を削除します。

第3表地方債の一部を次のように改める。

学校施設環境改善事業の欄の限度額を4,680万円、これを2,250万円に改めます。

歳入歳出予算事項別明細書について説明いたします。

なお、前年度との比較及び歳入合計、歳出合計、計等の欄は、修正に伴って変わっておりますので、説明を割愛させていただきます。配付いたしました資料で御確認ください。

最初の1. 総括ですが、歳入、款17繰入金 8億9,800万円を 8億9,530万円に、款20町債 3億7,100万円を 3億4,730万円に改める。

歳出、款10教育費、本年度予算額の欄、7億1,155万2,000円を 6億8,455万2,000円に、本年度予算額の財源内訳、特定財源のうち地方債の列、4,680万円を2,250万円に、その他の列4,578万7,000円を4,308万7,000円に。

次に、2. 歳入、款17繰入金、項01基金繰入金、目03ふるさと基金繰入金、本年度1,000万円を730万円に、節01ふるさと基金繰入金の金額欄の1,000万円を730万円に、款20町債、項01町債、目03教育債、本年度4,680万円を2,250万円に、節01学校施設環境改善事業債4,680万円を2,250万円に改める。

3. 歳出、款10教育費、項01教育総務費、目02事務局費、本年度1億7,411万6,000円を1億4,711万6,000円に、本年度の財源内訳、特定財源のうち地方債の列、4,680万円を2,250万円に。山括弧内も同様の変更です。

その他の列、1,214万9,000円を944万9,000円に、＜繰入金＞1,000万円を730万円に、節13委託料の金額6,943万3,000円を4,243万3,000円に、説明の列、126設計施工監理委託料5,863万2,000円を3,163万2,000円に改める。

地方債の平成29年度末における現在高並びに平成30年度末及び平成31年度末における現在高の見込みに関する調書、この部分であります。平成31年度中増減見込、平成31年度中起債見込額の列、1. 普通債の行、9,160万円を6,730万円に、(6)教育の行、4,680万円を2,250万円に、合計の行、3億7,160万円を3億4,730万円に、平成31年度末現在高見込額、1. 普通債の行、34億786万5,000円を33億8,356万5,000円に、(6)教育の行、9億7,608万7,000円を9億5,178万7,000円に、合計の行、70億9,630万円を70億7,200万円に改める。

以上が修正案の内容であります。

引き続き、提案理由を説明させていただきたいと思っております。

北方町では、現在3校の小学校と中学校を2つの義務教育学校に再編するとして、学校構想を進めておられます。今回の学校構想は、公共施設の統廃合と学校制度の大幅な変更という2つの側面を持っています。

計画では、西小学校の廃止、北方幼稚園と保育園1園を廃止し、現在の北方小学校の敷地内にこども園を設置するというものです。

いずれは北方町でも人口減少が始まり、今ある公共施設を現在そのまま維持することは困難で、施設の統廃合などが必要となります。しかし、小学校や幼稚園、保育園は地域のコミュニティーの中心施設であり、その統廃合を考えるならば、地域住民への十分な説明を行うとともに、意見

や要望を伺い、理解と納得を得ることが必要です。財源が少ないならば、どこに使い、どこを節約するか、これこそ町民の皆さんの意見を問うべきことです。公共施設の統廃合について、町民の意見を求めようとしない学園構想には反対です。

今回の計画を実施するための予算は、およそ25億円とされています。北方町は、現在でも役場の建てかえなどで負債が多く、今回の計画でさらに負債は増加します。公共施設の統廃合を言うならば、長期的な視点で考え、それを示した上で町民の理解を得るべきです。お金がないから統廃合と言いながら、これほどの予算を使う計画で果たしてよいのでしょうか。

北学園の配置計画では、北方小学校と中学校の間の町道が廃止されることとなります。その部分に北学園の管理棟を建設する計画となっています。近隣の住民の方々に対し、説明会が行われましたが、主に学園構想の説明で、町道を廃止することについて、十分な説明や議論が行われたわけではありません。参加された方も少なく、近隣住民の多くの方はいまだに知らないことです。

計画では、最も建築年の古い北方小学校の東棟、この部分は既に50年経過しておりますが、この改修を行ってさらに20年、30年使い続けることとなります。ところが、北小の管理棟、これは43年経過しています。西小学校は36年経過です。これらは廃止する計画になっています。他方、南小では、義務教育学校の特別教室等、柔剣道場、北小には北義務教育学校の管理棟、学童保育等、こども園のための管理棟及び保育室を新築する計画です。

一定の改修を行えばまだ使い続けることができる施設を廃止し、他方で新たに施設を建築することは、本当に節約することになるのでしょうか。戦後73年間子供の数の増加により、小学校は3校になりましたが、中学校は1校のままでした。今回の学園構想で北学園と南学園ができれば、中学生は2つの学園に分かれます。人口が増加している時代ならばともかく、今後子供の数の減少が予想される時代に、義務教育学校の開設のため中学校を2つに分けるのは、果たして必要なことでしょうか。学校構想と施設の統廃合について、町民の皆様に説明を尽くし、理解と納得を得ることが真っ先に行うべきことです。それらが不十分なまま、実質的な実行となる学園構想設計監理予算2,700万円を認めることはできません。これが提案理由であります。以上です。

○議長（安藤浩孝君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

---

再開 午前10時26分

○議長（安藤浩孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより修正案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

あらかじめ申し上げます。討論は原案に賛成、原案及び修正案に反対、修正案に賛成の3通りが考えられます。

それでは、まず原案に賛成者の発言を許可します。

○10番（井野勝巳君） 提案されました議案第17号、平成31年度北方町一般会計当初予算についての賛成討論をいたしたいと思います。

最近、我が国の経済状況は、好調な企業収益を背景に海外への進出を図る中、短観は国内の景気が穏やかな回復基調が見られるとの見解を示しています。バブル期の景気までとは行かないまでも、企業においては、パートから契約従業員としての雇用が確保される一方、企業によっては人材不足とも言われております。定職につき、ゆとりのある生活をとと思いますが、近年は少子・高齢化による人口減少が進みつつあり、まだまだ予断は許されない状況下にあります。

また、海外においても、英国のEUからの合意なき離脱問題や過日の米朝首脳会談が不調に終わるなど、国際状況は各国で不安定な様相が見受けられ、景気の先行きも不透明な情勢であります。

このような状況の中で、国の31年度予算案は、社会保障費は高齢化に伴う医療・介護に34兆円、地方交付税交付金に15兆9,800万、その他の事項経費に6兆7,800億円を置くなど、閣議決定された予算案は101兆円余となり、5年連続で100兆円を超えることになりました。

こうした中で、当町の31年度予算案は限られた財源の中で効率化、適正化に十分配慮した予算配分に努められております。新規の設計監理委託料5,860万円余は、県内においても先駆けて将来の北方町を担っていく子供たちの能力を伸ばすため、町長肝いりの予算であり、評価するところであります。

昨日は、検討委員会の石川座長から町長にも答申が提出されたところであります。本事業計画の学園構想検討委員会には、私も委員として参加をし、よりよい学園をつくるため、苦言を呈しながらもまとめてまいりました。町長は、この学園構想に不退転の決意を持って臨むと明言をされており、その姿勢に強い賛同の意を抱いたところであります。

今まで、本予算案について修正案が久しく提出されましたが、私の記憶にないことから30年も前かと思います。提出されました議員においては、日ごろの議員活動としての主張であり、大いに評価したいと思います。

指摘された件は、町長も学園構想に対する予算額の質問において、財政的な面を考慮して、ある程度幅を持って臨むと説明をしております。この施設は総じて給食調理場など、老朽化した施設も含まれておりますので、まずは予算措置をしてから、いい環境の中でよい学園をつくるための協議を、今後は議会として十分検討しなければならないとも思っております。

今年度の予算編成は、負担金、補助金などの経常経費のほか、放課後児童クラブの新築、パソコンの買いかえなど、主に教育関係の予算が多く見込まれております。これも教育の町、北方町にふさわしいものであり、評価できると思います。

以上、私見を述べさせていただきましたが、健全な財政運営を図る中での予算措置であると認め、提案された議案第17号、平成31年度一般会計予算案を賛成いたします。

議員各位におかれましても、御理解の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

終わります。

- 議長（安藤浩孝君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可します。  
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（安藤浩孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「終結」の声あり〕

- 議長（安藤浩孝君） 次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

〔挙手する者なし〕

- 議長（安藤浩孝君） これで討論を終わります。

これより議案第17号について採決をします。

採決は三浦議員から提出された修正案、次に原案の順に起立により採決をします。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（安藤浩孝君） 起立少数であります。したがって、三浦議員から提出されました修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。

議案第17号に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（安藤浩孝君） 起立多数であります。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり決定されました。

---

#### 日程第17 議案第18号から日程第21 議案第22号まで

- 議長（安藤浩孝君） 日程第17、議案第18号 平成31年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてから日程第21、議案第22号 平成31年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてまでを一括議題とします。

付託しました案件について、厚生都市常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

- 厚生都市常任委員長（松野由文君） それでは、御報告申し上げます。

私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第18号 平成31年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 平成31年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてでありま

す。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 平成31年度北方町南東部開発事業特別会計予算を定めるについてであります。

開発区域周辺の環境整備について質疑があり、計画している旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 平成31年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてであります。

高屋西部土地区画整理事業地内の整備距離について質疑があり、下水道は約4.9キロメートル、上水道は約5キロメートルである旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 平成31年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議案第18号 平成31年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号 平成31年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号 平成31年度北方町南東部開発事業特別会計予算を定めるについての委員長報告に

対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号 平成31年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号 平成31年度北方町上水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「これも終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第22 請願第1号

○議長（安藤浩孝君） 日程第22、請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願についてを議題とします。

付託しました案件について、総務教育常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長の登壇を求めます。

杉本真由美君。

○総務教育常任委員長（杉本真由美君） 私ども総務教育常任委員会に付託されました案件について、去る3月13日に委員会を開催し、審査をいたしましたので、その結果を会議規則第89条第1項の規定により、報告いたします。

本年10月からの消費税増税延期を求める意見書、提出を求める請願であります。

審査の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願についての委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

三浦議員。

○3番（三浦元嗣君） 委員会のほうで、私のほうが提案を説明させていただきましたけれども、消費税の引き上げの問題、本年の10月にもう既に迫っております。

米中の貿易摩擦の長期化、これは世界経済に深刻な影響を及ぼしているとあって、日本でも輸出産業を中心に影響が深刻に広がっています。自動車の売り上げが低下したり、ルネサスエレクトロニクス、この工場が操業を停止するなど、半導体産業にも及んでいます。こうした中で、零細な小企業や個人事業者の経営はますます厳しく、消費税の増税が行われれば、経営を揺るがす大打撃となります。

さらに今回の引き上げは、複数税率が導入されることにより、レジや売り上げ処理、会計ソフトなどの更新が必要になり、準備が間に合いません。さらに4年先の2023年には、適格請求書等保存方式が始まり、適格請求書を発行できない事業者、つまり消費税を免除されている事業者、これは取引から排除されることとなります。

今回の消費税引き上げは、今までの引き上げとは比べ物にならない大打撃となり、廃業に追い込まれることになりかねません。消費税引き上げは、地域経済にとって大きなマイナスであり、地域社会を疲弊させることとなります。本年10月からの消費税増税の延期を求めるこの請願をぜひ採択していただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（安藤浩孝君） 起立少数です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

#### 日程第23 議員派遣について

○議長（安藤浩孝君） 日程第23、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び北方町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

それでは暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時46分

---

再開 午前10時57分

○議長（安藤浩孝君） それでは再開いたします。

去る3月11日、安藤哲雄君から再質問における発言を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。議員の発言の取り消しについてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程第1、議員の発言の取り消しについてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第1 議員の発言の取り消しについて

○議長（安藤浩孝君） 追加日程第1、議員の発言の取り消しについて、3月11日の再質問における安藤哲雄議員の発言の取り消しを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、3月11日の再質問における安藤哲雄議員の発言の取り消しを許可することに決定しました。あわせて、再質問における答弁も取り消すこととします。

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（戸部哲哉君） それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

2月28日より開会をされました今定例会も、本日をもって閉会となりますが、16日間に及ぶ議会中におきまして、議員皆様には終始御熱心に、かつ慎重に御審議をいただきました。おかげさ

まで平成31年度の一般会計を初め各会計予算、また平成30年度の補正予算など、上程させていただきました22議案に対しまして、それぞれ原案どおり御決定をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

とりわけ学校構想根幹の設計施工監理業務費用をお認めいただいたことで、2021年度の給食調理場の運用、2023年度の北学園、南学園の開校、幼稚園の確実な整備に向けて進めてまいりたいと思っております。

また、先ほどの次年度一般会計予算の審議の中におきまして、鼓舞激励の心強い発言もありました。新年度の行政運営や学園構想を推進するに当たりまして、一層の弾みがついたところであります。

また、一般質問におきましては、町政の各分野におきまして多数の御質問をいただきました。いずれも厳正に受けとめるとともに、現状や課題の所在を十分に認識し、町政発展のために努力をしてまいりたいと考えております。

一般質問の中でも答弁をさせていただきましたが、今後の学校構想の進め方については、学校構想検討委員会でまとめ上げていただいた意見書を基本にして、議員皆さんと相談するなど、密に連携をすることで意見を共有しつつ、保護者や町民対話集会などの意見を参考に、6月ごろには町の基本方針を決定したいと考えております。

子供たちが安全で安心して9年間過ごせる学園、一人一人の能力が活かせる学園にするために、困難な課題にもしっかりと向き合い、誠実に懸命に取り組んでまいりますので、一層の御協力をお願い申し上げます。

あと2週間ほどで新年度を迎えることとなりますが、学園構想及び南東部開発の進展や諸施策の推進を確実にするために、相応の職員配置、指示体制を整えるなど、万全を期して取り組んでまいりたいと考えております。

平成31年度も厳しい財政環境にあります。立場は違いますが、町のため町民のために御尽力をいただいております議員皆様とともに、町を取り巻くさまざまな課題の克服に向けて、積極、果敢に取り組んでまいりますので、これまで同様に深い御理解と御協力をお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（安藤浩孝君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

平成31年第2回北方町議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午前11時03分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成31年3月15日

議 長 安 藤 浩 孝

署 名 議 員 安 藤 巖

署 名 議 員 鈴 木 浩 之